

今般の東日本大震災の現状と問題点(その9)

東京新聞

中日新聞東京本社  
東京都千代田区有楽町1-3-104号  
〒100-4302 電話:03-6397-2211

●電話  
03-6910-2201  
(土日祝日を除く)  
03-6910-4730

●FAX  
03-3595-6935

東京新聞ホームページ  
www.tokyo-nippon.co.jp

●東京新聞グループ  
東京新聞印刷部  
東京新聞制作部  
東京新聞放送部  
東京新聞編集局  
東京新聞販売部  
東京新聞配送部  
東京新聞販売部  
東京新聞印刷部

筆洗

今そこで、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威が差し迫っている。そうやって始めたイラク戦争の大義がまやかされたこと分かった時から、英国ではこの検証が始まった▼強い権限を持つ調査委員会が機密文書を調べ、公聴会も重ねてブレア元首相らにも証言を求めた。検証の一つの焦点となったのが、英政府の「法の番人」たる法務長官を務めたゴールドスミス卿の言動だった▼彼は当初、イラクへの武力行使は、国際法上「違法」だと明言していた。だが(二〇〇三年二月に訪米したことで考えを変える。ブッシュ政権の法律担当者に「合法」だと説得されたのだ▼英外相からも再考を促されていた長官は、ついに英国の参戦に背番号を出した。法の番人が政治家や米国の言いなりとなって法解釈を歪めたことと、(二〇〇三年三月二十日、英国は泥沼の戦争に突入した▼日本政府の法の番人は憲法が許さぬかと言ってきた。その番人を自分の意を汲む人物にかえた安倍首相はきのう、これまで自分の意を汲んだ有識者からの提言を受け、集団的自衛権行使に向け舵を切った▼日本も米国の求めているイラクに航空自衛隊などを派遣した。後に裁判所は空自の活動は違憲だったと断したが、政府はあの戦争の検証すら断ち切らないう。過去に学ばず、どんな未来に向かうつもりか(三)。

2014.5.16

# 「戦地に国民」へ道



首相は十五日、宮邸で記者会見し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を容認する旨を明らかにした。これに先立ち、自らの高閣内閣閣員らに説明会を開き、集団的自衛権は、自衛隊が容認している武力行使の範囲で、海外の国民を助けることができる。解釈変更後の行使を認めれば、憲法九条は留保がなくなる。憲法が武力行使を禁止する旨を定めておきながら、戦地日本が守られてきた平和主義が揺らぎを来している。

## 集団的自衛権 法制懇が報告書

首相は十五日、宮邸で記者会見し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を容認する旨を明らかにした。これに先立ち、自らの高閣内閣閣員らに説明会を開き、集団的自衛権は、自衛隊が容認している武力行使の範囲で、海外の国民を助けることができる。解釈変更後の行使を認めれば、憲法九条は留保がなくなる。憲法が武力行使を禁止する旨を定めておきながら、戦地日本が守られてきた平和主義が揺らぎを来している。



首相は十五日、宮邸で記者会見し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を容認する旨を明らかにした。これに先立ち、自らの高閣内閣閣員らに説明会を開き、集団的自衛権は、自衛隊が容認している武力行使の範囲で、海外の国民を助けることができる。解釈変更後の行使を認めれば、憲法九条は留保がなくなる。憲法が武力行使を禁止する旨を定めておきながら、戦地日本が守られてきた平和主義が揺らぎを来している。

## 大戦の悔恨忘れるな

山田哲夫 論説主幹

安部首相は十五日、宮邸で記者会見し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を容認する旨を明らかにした。これに先立ち、自らの高閣内閣閣員らに説明会を開き、集団的自衛権は、自衛隊が容認している武力行使の範囲で、海外の国民を助けることができる。解釈変更後の行使を認めれば、憲法九条は留保がなくなる。憲法が武力行使を禁止する旨を定めておきながら、戦地日本が守られてきた平和主義が揺らぎを来している。

首相は十五日、宮邸で記者会見し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を容認する旨を明らかにした。これに先立ち、自らの高閣内閣閣員らに説明会を開き、集団的自衛権は、自衛隊が容認している武力行使の範囲で、海外の国民を助けることができる。解釈変更後の行使を認めれば、憲法九条は留保がなくなる。憲法が武力行使を禁止する旨を定めておきながら、戦地日本が守られてきた平和主義が揺らぎを来している。

アフガニスタン戦争、イラク戦争開始以降の駐留外国軍の死者

アフガニスタン	イラク
米軍 約2300人	米軍 約4000人
英軍 約450人	英軍 約180人
カナダ軍 約160人	イタリア軍 約30人

[2014年5月18日]

○5月15日に安倍首相はTV公開の記者会見を行い「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更」を検討するとの考えを表明した。それに対する翌朝16日の東京新聞の論調は、第1面の一部を上を示すように、極めて手厳しいものであった。第1面には他に「事実上の閣議決定宣言であり、首相は反対世論を押し切る構えである」との署名記事も掲載されており、また第2面と第3面にはぶち抜きで「解釈改憲へ首相独走、行使容認歯止めなし」との見出しのもと、有識者懇談会の報告書に盛り込まれた集団安全保障を却下したのは見せかけに過ぎないこと、首相の記者会見に邦人救出事例が突然浮上したのは仮定に仮定を重ねた説明に過ぎず「一政権の解釈改憲は立憲主義の否定につながる。政権が自由に憲法解釈を変更しても問題ないと考えるか」との東京新聞記者からの質問にも回答がなかった点などが報じられている。また集団的自衛権行使について、アフガン戦争(2001年)やイラク戦争(2003年)等の事例が紹介され、実態は戦闘参加であって英国はアフガン戦争で約450人、イラク戦争で約180人もの兵士が命を落としており、集団的自衛権の行使を認めることは、将来において自衛隊や他国軍、市民に犠牲者を出すことにつながるのではないかと指摘している(上記の“筆洗”および“アフガニスタン戦争、イラク戦争開始以降の駐留外国軍の死者”を参照のこと)。本日(5/18)の東京新聞によれば、公明党は『解釈改憲』には反対の意向を表明し、支持母体の創価学会広報室も「集団的自衛権を限定的にせよ行使するという場合には、本来、憲法改正手続きを経るべきである」との異例のコメント

を発表している。さらに、自民党の石破幹事長の「首相は集団的自衛権の行使を限定的にする考えを強調したが、内閣が変われば、首相が示した“歯止め”が取り払われていく可能性があり得る」とのコメントを受けて同紙は、「石破氏が主張するように内閣が変わるたびに憲法解釈が変更されれば、国民の自由や権利を守るため、憲法で政府の権力行使に制約をかける“立憲主義”が大きく揺らぐことになる。首相も、歴代の内閣が長年積み上げてきた“集団的自衛権は行使できない”とする憲法解釈を、国会議論を経ず、閣議決定のみで変更しようとしている。内閣と自民党の両首脳が共に立憲主義を軽視する姿勢を示したことになる」と報じている。当面は公明党に期待するとしても、本当にそれだけで良いのだろうか。全ては安倍内閣の極めて稚拙な外交政策に端を発した“泥縄政策”にしか見えないが、もしかして“解釈改憲”のための故意の外交サボタージュであったとしたら、国民は相当に舐められたものである。

[2014年5月22日(木)]

○昨日のビッグニュースは2つの地裁判決であった。1つは「大飯原発3,4号機の運転差し止め」を求めた訴訟において、福井地裁が定期点検中の2基の原発の再稼働を認めない判決を言い渡したもので、もう1つは「厚木基地の航空機騒音に対し、自衛隊機と米軍機の夜間・早朝の飛行差し止め」を求めた訴訟で、横浜地裁が自衛隊機の午後10時から午前6時の飛行差し止めを命じたものである。とりわけ前者の、原発訴訟に対する判決は感銘深いものであったので、その判決要旨を本日の東京新聞から引用して保存しておきたい。恐らく関西電力は判決に不服として控訴するであろうし、原子力規制委員会や安倍政権はすでにこの判決に囚われずに安全性の審査を行い、再稼働を進める意向を表明しているが、その前にこの非常に良くできた判決文を真摯に受け止めて戴きたいものである。判決の主文は僅か2行「大飯原発3,4号機を運転してはならない」であるが、何故そう判断したのかについて、これほど丁寧に判り易く記述された判決文は珍しいのではなからうか。

[5月27日の追記]

今回の判決文で特に感銘を受けたのは、[求められる安全性]の冒頭に記述された「原発の稼働は法的には電気を生み出す一手段である経済活動の自由に属し、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきだ(以下略)」および、[国富の喪失]における「原発停止で多額の貿易赤字が出るとしても、豊かな国土に国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失だ。被告は、原発稼働がCO<sub>2</sub>排出削減に資すると主張するが、福島原発事故はわが国始まって以来最大の環境汚染であり、原発の運転継続の根拠とすることは甚だしく筋違いだ」との記述ともに明快である。唯一の疑問は、地震動の強さを最大加速度値で論じているところであるが、同じ間違いは原子力規制委員会も政府も東電も犯しているの、特段の問題は生じていないようである。

**大飯原発訴訟 判決要旨**

関西電力大飯原発3,4号機の運転差し止めを命じた福井地裁の判決要旨は次の通り。

【主文】  
大飯原発3,4号機を運転してはならない。

【要旨】  
原告(福島県民連合会)は福島第一原発が2011年3月11日福島県内を震らす巨大地震を誘発する可能性を指摘し、チェルノブイリ事故と同規模に及ぶ二、二百五十兆瓦級の原子力発電機が稼働した際に発生する放射性物質の漏洩が、周辺住民の健康や環境に重大な被害を及ぼすことを懸念し、運転差し止めを求めた。被告(関西電力)は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。

【大飯原発の安全性】  
原告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。被告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。

【もろく楽観的な安全技術】  
原告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。被告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。

【電気代と命 並べて論じられぬ】  
原告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。被告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。

【福島事故 わが国最大の環境汚染】  
原告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。被告は、大飯原発3,4号機は、福島第一原発と同様の安全対策を講じており、地震発生時の原子力炉心温度が上昇するのを防ぐための安全装置が十分に機能しているとして、運転差し止めを拒否した。



のリングに上がった若者がいるとする。ところが、彼のセコンドが、右フックはいいが左アッパーは打つな、さらに、相手の左ストレートは防御するな、と対戦相手に伝わるようにマイクを使って若者に指示を出している。これで試合ができるであろうか。対戦相手は、安心して左ストレートをくり出すであろう。何故なら若者は防御しないからだ。従って、若者は確実に第一ラウンド前半でノックアウトされる。この若者が日本国および自衛隊であり、セコンドが自民・公明で、対戦相手が中国そして北朝鮮である。(以下略)他にも興味深い論説が多かったが、それらの多くは安倍政権の外交戦術の稚拙さを嘆くものばかりであった。そしてもう一つ注目されたのが『日本を貶めて満足か！朝日新聞へのレッドカード』という特集で、同新聞の報道によってわが国が不利益を被った二つの事例として、一つは日韓関係を完全に破壊することになった“従軍慰安婦”報道、もう一つは、福島第一原発で東電職員の9割が所長命令に違反して原発から撤退していたとの報道である。特に後者の問題については最近週刊誌などでも報じられていたが、今回、門田隆将氏の論説によって詳細を知ることができた。同氏によれば、朝日新聞は上記の内容に関して去る5月20日から大々的な「吉田調書」キャンペーンを張っていて、その情報源は同紙が入手した政府事故調による「吉田調書」すなわち、2011年7月から8月にかけて政府事故調が福島第一原発所長の吉田昌郎氏に対して行った28時間、400ページに及ぶ聴取内容とのことである。この吉田調書についてはネット版(朝日デジタル)でも見ることが出来るとのことで、早速試してみたが、音声録音も聴けて迫力満点であった。さらに門田氏による『死の淵を見た男ー吉田昌郎と福島第一原発の500日(PHP)』も遅ればせながら読ませて頂いた。そして理解できたのは、吉田所長は地震から5日目に未だ免震重要棟から動けなかった700人近い非戦闘員(原発事故に対処する技術者を戦闘員に例えた場合の非戦闘員)を安全な場所に避難させたかかったのであって、決してこれらの人々たちを引き留めようとしていたのではなかったということである。それがなぜ「東電職員の9割が所長命令に違反して原発から撤退」という記事になったのか全く解せないし、その記事が海外のメディアにも甚だ不名誉なニュースとして取り上げられたことは確かに問題であったのではなかろうか。

[2014年7月9日(水)]

○朝日新聞[5/20版]

が上記の問題をどのように報道していたのかを知りたくて、国会図書館でコピーを入手してきた。確かに、政府事故調の「吉田調書」を入手したこと、福島第一所員の9割が所長命令に違反して撤退したことが1面トップで報じられている。また2面には、葬られた命令違反、公開を覚悟し証言、などの見出しがあるが、

実際に記事を読んでみると、吉田証言の中には命令違反という文言はどこにも見当たらず、むしろ吉田所長も事故対応とかかわりの少ない人の撤退に向けて動いている状況が伝わってくる。朝日新聞が主張する『命令違反』には無理



「フクシマ・ファイティーン」すなわち「福島の50人」という言葉が海外メディアで盛んに流れたのは、原発事故から数日後のことだ。危険な現場で苦闘する人たちは「最後の砦」と称賛された。その裏に、もう一つ事実のあったことがわかった▼所員の9割にあたる約650人が、所長命令に反して約10キロ離れた福島第一原発へ避難していたという。事故への対応が不十分になった可能性があるそうだ▼責任者の吉田昌郎所長(故人)は、放射線量の高い所から一時退避して、すぐに現場へ戻れる第一原発構内で待機するよう命じていた。修羅場での吉田氏の悪戦を思えば、「現場離脱」と言われても仕方ないのかもしれない▼だが責める気にはなれない。「命がけ」と口で言うのはたやすいが、実際の行為となれば話は違う。最悪の場合に誰かが死を覚悟で突入するか。それとも巨大な国土を人の住めぬ地にしてしまうか。原発とは究極の選択を内包する技術だということを、あらためて思うばかりだ▼命令違反の退避は、きのうの本紙の特報まで表には出ていなかった。知られていないことが、なかったことで済んでしまえば、事故の実相はゆがむ。教訓はくめなくなる▼事故から3年、この元を過ぎて「2度目はなかるぞ」という新しい安全神話が広まっていけないか。古い時代の中国では、進軍は太鼓を、退却にはドラを鳴らしたそうだ。政官財の再稼働の太鼓に抗して、脱原発のドラは鳴り続けている。忘れてはいけない。

があるように思えてならない。冷静になって考えてみれば、事故対応に直接関係のない650人もの人間が免震重要棟を埋め尽くしていることの方が余程不自然ではないか。翌日の天声人語もこの問題を取り上げているが「命令違反の退避は、きのうの本紙の特報まで表には出ていなかった」と誤報に追従してしまっている。

2014年7月9日 文責：瀬尾和大